

**「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の
追加給付等業務」に係る業務委託公募要項**

令和8年（2026年）5月

尼 崎 市

（南部保健福祉センター南部保健福祉管理課）

「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付等業務」に係る公募要項

「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付等業務」に係る業務委託公募の各種手続きや要件・審査等の内容については、次のとおりとします。

第1 趣旨

平成25年（2013年）8月以降の期間において生活保護を受給していた世帯に対して、当時の最低生活費認定額に追加給付率を乗じて算定し、追加支給を行い、平成30年（2018年）10月以降の期間は、入院患者日用品費、期末一時扶助、障害者加算等を受給していた世帯に限って支給を行うことを国が決定した。本市においても、国決定の趣旨を踏まえ、生活保護費等を追加給付することを目的として本業務を実施する。

第2 公募に関する概要

1 公募概要

(1) 公募する業務名

「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付等業務」

(2) 公募する事業者

民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又はその他の法人（以下「団体」という。）。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は委託業務の対象者とはしません。

(3) 契約期間

令和8年（2026年）7月1日（予定）～令和9年（2027年）3月31日

注）契約締結の際は、契約保証として当該契約金額の100分の5以上の納付又は履行保証保険契約の締結が必要となります。

(4) 委託料

93,626,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

(5) 公募申込期間

令和8年（2026年）5月12日（火）～5月29日（金）午後5時まで

(6) 選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式による審査・選定

本業務に係る関係者などから構成する尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付業務選定会議（以下「選定会議」という。）において、資格審査、書類審査及び応募者からのプレゼンテーションにより選定します。

審査は、業務内容及び業務実行可能性を基に総合的な視点で評価し、選定します。

2 公募及び応募、提案スケジュール概略

(1) 公募要項の配布 令和8年（2026年）5月12日（火）～5月29日（金）

(2) 質疑受付期間 令和8年（2026年）5月12日（火）～5月19日（火）
午後5時まで

(3) 質疑回答 令和8年（2026年）5月25日（月）午後6時20分頃にホームページ上に公開

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (4) 参加表明・提案申込期間 | 令和8年(2026年)5月12日(火)～5月29日(金)午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション | 令和8年(2026年)6月12日(金) 予定 |
| (6) 選定結果の通知 | 令和8年(2026年)6月22日(月) 通知予定 |
| (7) 契約締結など | 選定結果の通知日以降 |

第3 委託業務について

1 委託業務の内容

別紙「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付等業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

第4 応募資格、応募条件及び応募の手続きなど

1 応募資格

契約期間中、委託業務を円滑かつ安定して実施できる信用力及び企画力等を備えている団体とします。また、団体又は団体の役員等が次のいずれかの事項に該当する者及び次の事項のいずれかに掲げる者が実質的な経営に関与している団体は応募できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(一般競争入札の参加者の資格を有しない者)
- (2) 尼崎市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 国税及び地方税を完納していない者
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする者
- (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者
- (8) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13条)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)、又は暴力団員(同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。)に該当する者

2 応募条件

(1) 公募要項の承諾

応募団体は応募書類の提出をもって「尼崎市最高裁判決に伴う生活保護費等の追加給付等業務」に係る公募要項(以下「公募要項」という。)の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 人権尊重の取組の推進

応募団体は、人権文化(全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態。)が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづまづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン

ン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

(3) 失格事項

応募団体が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ア 公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

3 応募の手続き

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(応募手続き書類様式1)
- イ 企画提案書
- ウ 見積書
- エ 直近1年分の法人の財務状況に関する書類(貸借対照表、損益計算書など)
- オ 履歴事項全部証明書(発行3か月以内のもの。)
- カ 国税、都道府県税、市町村税それぞれの納税証明書(発行6か月以内のもの。)
- キ 誓約書(応募手続き書類様式2)または、プライバシーマーク(Pマーク)やISMS認証の取得状況が確認できる書類の写し

エ、オ及びカは、本市の入札有資格者名簿に登録されている事業者については、提出の必要はありません。

なお、応募書類に係る経費は、応募団体の負担とし、提出された資料は返却しません。

(2) 企画提案書(提案内容)

仕様書及び本要項に基づき、次の事項についてその順に従って企画・提案内容を記載してください。また、様式はA4判縦、横書き、左とじとしてください。書類の提出部数は、8部(原本1部、コピー7部)とします。なお、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとします。

ア 基本的事項

事業目的・趣旨に対する理解、生活保護制度に対する理解、事業目的達成ための基本的な考え方

イ 業務実績

- ・同種、類似業務実績

ウ 業務実施、業務運営

- ・職員の配置、体制、労務管理、教育
- ・業務設計・準備業務
- ・業務運営
- ・標準的な処理期間を定め、その実行を担保できる仕組み
- ・迅速かつ確実な給付実現のための工夫

エ リスク管理

- ・コンプライアンスの基本的な考え方
- ・市民等対応上のトラブル及び緊急時対応に関する基本的な考え方

オ 積算の妥当性

・労働者の雇用にかかる必要経費等が適法かつ妥当な積算

カ データ管理

・個人情報を含むデータや書類の滅失や漏洩を防止するための対策

(3) 見積書

別紙仕様書に基づき、次のとおり記載してください。

ア 見積書記載の宛名は「尼崎市長」とし、団体名及び代表者の職名・氏名を記載の上、押印してください。(業務に係る事業費の積算内訳を添付してください。)

イ 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税を記載してください。

なお、見積金額は93,626,000円(消費税及び地方消費税含む)を上限とします。

4 選定審査対象除外

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽があったとき
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき
- (3) その他不正行為があったとき

5 応募方法

提出書類を申込期間内に受付場所まで直接持参してください。(郵配送による提出は、受付できません。)

(1) 受付期間

令和8年(2026年)5月12日(火)～5月29日(金)午後5時まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

受付時間は、いずれも午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル5階

尼崎市南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課(調整担当)

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合は、受付期間内に南部保健福祉管理課(調整担当)まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認められません。

ただし、提出書類に疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

6 公募に関する質疑の受付と回答について

(1) 当該公募に関する質疑は「質疑書」(応募手続き書類様式3)により、電子メールでのみ受け付けます。

(2) 電話での質疑は受け付けません。

(3) 質疑の受付先は下記のとおりとします。

尼崎市南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課(調整担当)

MAIL : ama-hogo-minami@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 受付期間：令和8年(2026年)5月12日(火)～5月19日(火)午後5時まで

回答については、令和8年(2026年)5月25日(月)午後6時20分頃、尼崎市ホームページにて掲載します。

7 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」(応募手

続き書類様式4)を提出してください。

第5 選定方法

公募型企画提案（プロポーザル）方式による選定とし、選定会議による審査及び応募者からのプレゼンテーションによる審査に基づき、最優秀提案団体を本業務受託候補者として選定します。

なお、選定会議は非公開とし、本業務を実際に担当する予定の事業責任者がプレゼンテーションに参加するものとします。なお、事業責任者にはプレゼンテーションの実施、若しくは質疑応答にて選定委員と対応していただきます。

1 選定方法

(1) 応募資格等の確認

応募資格等について確認します。

(2) 企画提案書の評価

企画提案書について確認します。

(3) 見積書の評価

見積書の金額について確認します。

(4) プレゼンテーション及び質疑応答

プレゼンテーションは令和8年（2026年）6月12日（金）を予定しています。

なお、時間、場所及び出席人数等の詳細については後日連絡します。

(5) 選定

プレゼンテーションの実施後、提供される業務の内容について選定会議において総合的に評価を行い選定します。選定後、選定された受託候補者と協議の上、委託契約を締結します。受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者から順に新たな受託候補者としてします。なお、同点の場合は、抽選とします。

(6) 選定結果の通知

選定結果は令和8年（2026年）6月22日（月）に書面で通知します。なお、選定結果に関する質問については受け付けません。

第6 業務委託契約の締結

本業務受託候補者として選定された団体は、速やかに尼崎市と具体的な業務内容及びその履行方法並びに当該年度の委託料支払方法などを調整、協議し、委託契約を締結します。

第7 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

第8 問い合わせ先

尼崎市南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課（調整担当）

〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル5階

電話：06-6415-6032

MAIL：ama-hogo-minami@city.amagasaki.hyogo.jp

担当 針谷、山東

以上